



市 章

大津市公報

令 和 2 年 9 月 29 日
号 外 (第 59 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例	目 次
46 大津市森林整備基金条例.....	1
47 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例.....	2
48 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	3
49 大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例.....	4
50 大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	4
51 大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例.....	5
52 大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例.....	5
53 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	5
54 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	6
55 大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	6
56 大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例.....	6
57 大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例.....	7
58 大津市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例.....	7

条 例

大津市森林整備基金条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第46号

大津市森林整備基金条例

(設置)

第1条 本市における森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、大津市森林整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する経費の財源に充て、剰余金は基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第47号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第6章 庁内体制の整備(第26条 第28条) 第7章 雑則(第29条 第32条)」を「第6章 雑則(第26条 第29条)」に改める。

第13条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第14条第1項中「コンプライアンス担当組織長」を「公益目的通報に関する事務を担当する内部組織の長(以下「担当組織長」という。)」に改め、同条第2項中「コンプライアンス担当組織長」を「担当組織長」に改める。

第15条第1項及び第2項を次のように改める。

担当組織長は、前条第1項又は第2項の規定により公益目的通報を受けたときは、速やかに委員会にその旨を報告しなければならない。

- 2 委員会は、前条第1項若しくは第2項の規定により公益目的通報を受け、又は前項の報告を受けたときは、当該公益目的通報に係る事実について調査を行う必要の有無を判断するものとする。この場合において、委員会は、当該判断をするために必要があると認めるときは、公益目的通報をした者(以下「公益目的通報者」という。)又は執行機関等に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

第15条第3項中「又はコンプライアンス担当組織長」を削り、「公益目的通報を受けた場合において、当該通報対象事実について調査の」を「前項の規定により調査を行う」に、「認める」を「判断した」に、「公益目的通報をした者(以下「公益目的通報者」という。)」を「公益目的通報者」に改め、同条第4項を削る。

第16条の見出しを「(事実関係の調査)」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条第2項の規定により委員会が調査を行う必要があると判断した場合における当該公益目的通報に係る事実関係を確認するための調査(以下「事実関係調査」という。)は、市長が委員会の意見を聴いて指名する者(以下「調査担当者」という。)が行う。

第16条第2項中「前条第1項ただし書に規定する場合その他委員会が必要」を「委員会は、調査担当者に事実関係調査を行わせることが適当でない」に改め、「委員会が」を削り、「通報対象事実の調査」を「事実関係調査」に改め、同条第3項中「通報対象事実の調査」を「事実関係調査」に改め、同条第4項中「第1項及び第2項の調査」を「事実関係調査」に改め、同条第5項中「コンプライアンス担当組織長及びコンプライアンス推進員」を「調査担当者」に、「通報対象事実に係る調査」を「事実関係調査」に改め、「(コンプライアンス推進員にあっては、委員会及びコンプライアンス担当組織長)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 6 委員会は、第1項の規定により事実関係調査を行う場合において、必要があると認めるときは、調査担当者に対し、事実関係調査に係る事項のうち委員会が特に指定する事項に関する事実関係調査を先行して行わせ、その結果を報告させることができる。

第17条第1項中「通報対象事実の調査」を「事実関係調査」に、「通報対象事実があったかどうかについて」を「当該公益目的通報に係る事実(次項の規定による決定を行っている場合にあっては、当該決定を行った一部の事実を除く。)」について通報対象事実の有無を」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 委員会は、前条第2項の規定による事実関係調査の状況又は同条第6項の規定による報告の内容により、当該公益目的通報に係る事実の一部について通報対象事実の有無を決定するのに熟した場合であって、この条例の目的を達成するために速やかに決定する必要があると認めるときは、その一部について、通報対象事実の有無を決定することができる。

第17条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「の規定により、」を「又は第2項の規定により」に、「場合」を「とき」に改め、「対し、」の次に「速やかに」を加え、同項に次のただし書を加え、同項を同条第4項とする。

ただし、委員会が既に執行機関等において適当な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

第17条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員会は、前2項の決定をしたときは、公益目的通報者及び執行機関等(匿名による公益目的通報である場合又は公益目的通報者が通知を希望しない場合にあっては、執行機関等)に対し、その決定の内容を速やかに通知しなければならない。

第18条第1項中「前条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が既に執行機関等において必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

第19条中「第17条第1項の規定により通報対象事実がないと決定したとき、又は同条第4項(同条第6項)を「第17条第5項(同条第7項)に改める。

第20条第1項中「公益目的通報に係る通報対象事実の調査」を「事実関係調査」に改め、同条第3項中「次条」を「次条第1項」に、「公益目的通報に係る通報対象事実の調査」を「事実関係調査」に、「当該調査」を「当該事実関係調査」に改める。

第21条第1項中「公益目的通報者等は、」の次に「執行機関等から」を加え、「公益目的通報に係る通報対象事実の調査」を「事実関係調査」に、「として、」を「とした」に改め、「取扱い」の次に「(以下「不利益取扱い」という。)」を加え、「コンプライアンス担当組織長」を「担当組織長」に改め、同条第2項中「第16条」の次に「(第6項を除く。)」を加え、「その」を「当該申出に係る事実関係を確認するための」に改める。

第22条第1項を次のように改める。

委員会は、前条第2項において準用する第16条第2項の規定による申出に係る事実関係を確認するための調査を終えたとき、又は前条第2項において準用する第16条第5項の規定による報告を受けたときは、速やかに、前条第1項の申出を行った者(以下「申出者」という。)が不利益取扱いを受け、又は受けるおそれの有無を決定するものとする。

第22条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 委員会は、前項の決定をしたときは、申出者及び執行機関等に対し、その決定の内容を速やかに通知しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の規定により申出者が不利益取扱いを受け、又は受けるおそれがあると決定したときは、執行機関等に対し、速やかにその是正又は防止のために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。ただし、委員会が既に執行機関等において必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

第23条第4項中「第2項各号に掲げる」を「この条例により委員会の権限に属するものとされた事項及び第2項の規定により執行機関等の諮問に応じて調査審議する」に改める。

第6章を削る。

第7章中第29条を第26条とし、第30条を第27条とする。

第31条第1項中「、「コンプライアンス推進員」とあるのは「指定管理業務又は委託業務を所管する執行機関等の組織に置かれるコンプライアンス推進員」と」を削り、同条を第28条とし、第32条を第29条とする。

第7章を第6章とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた公益目的通報については、なお従前の例による。

(大津市職員倫理条例の一部改正)

- 3 大津市職員倫理条例(平成27年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号)第27条第1項に規定するコンプライアンス推進員の」を「規則で定める」に改める。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第48号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(感染症患者救護等作業手当の特例)

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、感染症患者救護等作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は、適用しない。

- 4 前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。
- 5 附則第3項の規定による感染症患者救護等作業手当を支給する場合には、第4条第1項の規定による防疫作業手当及び第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定による消防業務手当は、支給しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年2月1日以後に開始した勤務に対する手当について適用する。
- 3 新条例附則第3項及び第4項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当(新条例附則第3項に規定する作業に該当する作業に従事したことにより支給されたものに限る。)は、新条例附則第3項及び第4項の規定による感染症患者救護等作業手当の内払とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第49号

大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「ものとする」を「ことができる」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第3条の規定による申請がなかったとき、又は同条の規定による申請を行った法人等のいずれもが第4条第1項に規定する指定の基準を満たさなかったとき。

第10条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第8条第1項の規定により市長等が指定施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第50号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第32項第1号中「継続営業の場合」を「当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合又は当該許可を受けた者が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可について申請する場合(以下この項において「譲り受け営業等の場合」という。)」に改め、同項第2号から第34号までの規定中「継続営業」を「譲り受け営業等」に改め、同表第34項第1号中「17,000円」の次に「(理容所又は美容所の開設者から営業を譲り受けた者が受ける検査の場合にあっては、13,000円)」を加え、同表第36項中「22,000円」の次に「(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては、16,000円)」を加え、同表第37項第1号中「22,000円()」の次に「当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては16,000円、」を加え、「経営」を「営業」に、「あっては、」を「あっては」に改め、同表第38項中「22,000円」の次に「(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては、16,000円)」を加え、同表第41項第1号中「17,000円」の次に「(クリーニング所を開設している営業者から営業を譲り受けた者が受ける検査の場合にあっては、13,000円)」を加え、同表第45項第8号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表第59項中「成果()」を「国土調査の成果()」に改める。

第2条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第45項第4号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同項第6号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同項第8号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項第12号中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同項第13号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同項第14号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月15日から施行する。ただし、第1条中別表第45項第8号及び第59項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年8月1日から施行する。

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第51号

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和41年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第52号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例

大津市生活環境の保全と増進に関する条例(平成10年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第76条第1項中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第53号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認め

るとき(前号に該当する場合を除く。)

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第54号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「。第3号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第6条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第55号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第56号

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市コミュニティセンター条例(令和元年条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第17号の表小会議室1の項中「小会議室1」を「小会議室」に改め、同号の表小会議室2の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第57号

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

(大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(管理者に係る経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「間は」とあるのは「間は令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員を除く。)を大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

大津市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月29日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第58号

大津市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

大津市違法駐車等の防止に関する条例(平成6年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。